

広島県告示第八百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が江田島市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町及び字の区域に編入する旨、江田島市長から届出があつた。

平成十九年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下	欄
位	置	面	積		
江田島市能美町中町字黒張四八五九の一三から同四八五九の一〇に接する道に接する堤を経て同町中町字黒管五〇〇三の五一に至る間の地先		一〇、五四一・二六 平方メートル		江田島市能美町中町字 黒張	
江田島市能美町中町字黒管五〇〇三の五一から同五〇〇〇の一に接する道を経て同五〇〇〇の二二に接する道に至る間の地先		三、四五五・三二平 方メートル		江田島市能美町中町字 黒管	
江田島市大柿町大原字水畑六一〇五の九から同番地に接する道を経て同字六一一九の二四に至る間の地先		三、二五一・六一平 方メートル		江田島市大柿町大原字 水畑	
江田島市江田島町小用三丁目八六一五の二及び八六一五の五の地先		一、〇八九・二五平 方メートル		江田島市江田島町小用 三丁目	
江田島市江田島町小用三丁目八六三八の一六から八六三八の一三を経て八六三七の五に至る間の地先		八、七五一・七一平 方メートル			
江田島市江田島町小用三丁目八六三七の五及び八六一五の二の地先		六一七・七二平方 メートル			